

令和元年度 新潟県原子力防災訓練（刈羽村実施分）について

刈羽村総務課

11月8日（金）

○ 刈羽村災害対策本部運営訓練

新潟県災害対策本部運営訓練で行われるTV会議や緊急時通信連絡訓練と合わせ、刈羽村災害対策本部の運営訓練を実施する。

○ 緊急時通信連絡訓練

安全協定に基づく通報連絡、原災法に基づく第10条通報、同法第15条通報及び国からの指示文書等の通信連絡訓練を行う。

11月9日（土）

○ P A Z内住民避難訓練

各集落の住民及び避難先の村上市の参加による、バス及びヘリコプター等による広域避難訓練を実施する。

防災行政無線による避難指示を契機に訓練参加者は、集合場所へ移動し、各避難手段により避難先の避難経路所へ向かう。避難先村上市の避難経路所では、避難者受付訓練を行う。

○ 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練

バス及びヘリコプター等による避難者を対象として、P A Z内住民の広域避難訓練時に併せて、各避難集合場所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を実施する。

○ 広報活動訓練

避難指示を、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール等を利用し実施する。

※ 訓練の詳細時間等については今後調整する。